

リユース食器を使って地球温暖化を防止しよう!

バーベキューなど野外での飲食が増えるこれからの季節、使い捨て食器をやめてリユース食器を使ってみませんか。リユース食器は繰り返し使うことで、食器や割り箸などのゴミを減らし、製造・廃棄時に排出される温室効果ガスを抑制します。

市では、温室効果ガスに最も多く含まれる二酸化炭素について、市域から排出される二酸化炭素の総排出量を平成32年度までに、平成2年度比で25

%削減する計画（羽村市地球温暖化対策地域推進計画）を推進しています。リユース食器の利用促進について検討をお願いします。

なお、町内会活動、社会教育団体として登録している団体を対象に、リユース食器の無料貸出も行っています。※一定の条件があります。※リユース食器について詳しくは、市ホームページをご覧ください。

※この事業は、オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」助成事業です。問合せ 環境保全課環境保全係



▲リユース食器 (皿・コップ)



▲リユース食器 (箸・スプーン)

グリーンカーテン用ゴーヤ種子の無料配布

今夏の節電対策の一環として、グリーンカーテン用ゴーヤの種子を無料で配布しています。

グリーンカーテンは遮光効果があるため、直射日光が部屋に入るのを防ぐことができます。

また室内の温度を2〜3℃ほど下げてくれると言われています。

今年の夏は電力不足が懸念されます。グリーンカーテンを設置して、エアコンなどの使用を抑制し、節電を推進しましょう。

配布予定数 400袋

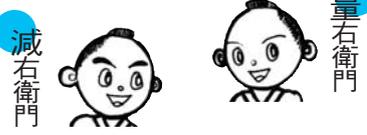
配布場所 市役所2階環境保全課 ※種がなくなった時点で、配布を終了します。

問合せ 環境保全課環境保全係



▲市役所のグリーンカーテン

たま川兄弟 減右衛門と量右衛門のこれやってる? <一回に出すごみの量が多いときは生活環境課に連絡してね!の巻>



いっぺんに出して もいいのかしら。

物置を片付けたらこんなに燃やせないごみがあるよ。



そうなのよ。それでね、いっぺんに全部出して もいいの迷ってるの。

こんにちは! ずいぶん片付けましたね。



あら、そうなの!

大丈夫ですよ! 燃やせないごみは一回に出す量に制限はないですから。心配なら生活環境課に連絡を入れるといいですよ。



そうよね! 早速電話してみるわ。

収集する人もそのほうが助かりますね!

7月からの市役所 土・日窓口開庁の取扱業務

市役所の土・日窓口開庁業務を効率的に運用していくため、7月から取扱業務の一部を見直します。
広報はむら4月15日号でお知らせした市役所の土・日窓口開庁業務の変更に
ついて、次のとおり通年窓口開庁部署と特定時期窓口開庁部署の各取扱業務を
お知らせします。

問合せ 企画課企画担当

通年窓口開庁部署で取り扱う業務

これまでの土・日窓口開庁と変更はありません。

▽市民課

◆転入・転出・転居などの住民異動届の受付け（他市町村などへの確認が必要な場合は、証明書を即日発行できない場合があります）／住民票、印鑑登録、戸籍などの各種証明書の交付（住民票は市内に住民登録のある方、戸籍は羽村市に本籍のある方のみ）／印鑑登録証（はむら市民カード）に関する申請受付け／戸籍の届出（預かりのみ）／住民基本台帳カードの申請受付け／自動車臨時運行許可（仮ナンバー）の申請受付け（市内在住者のみ）／母子健康手帳の交付

▽課税課

◆市・都民税申告書の受付け／固定資産税の土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧（4～5月末まで）／固定資産課税台帳の閲覧／市・都民税の課税（非

課税）証明書の交付／原動機付自転車および小型特殊自動車の登録・廃車／固定資産課税台帳記載事項証明書の交付（評価証明書などを含む）／地籍図の閲覧、写しの交付／償却資産の申告受付け

▽納税課

◆収納窓口事務（市・都民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料）／納税証明書の交付（市・都民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税）／納付書の再発行、納税相談

▽保険年金課

◆国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金の加入喪失手続（住民異動届の手続きが完了しない場合や関係機関への確認が必要な場合は、後日の対応となります）／療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金、葬祭費の支給申請お

特定時期窓口開庁部署で取り扱う業務

7月以降、通常は土・日窓口開庁はしません。開庁する際は事前に広報はむらなどでお知らせします。

▽社会福祉課

◆事前に予約を受けた方の相談

▽障害福祉課

◆タクシー費用、自動車ガソリン費、理容・美容サービス費用、機能回復施術費の助成の申請および請求受付け（開庁時期：4・10月）／事前に予約を受けた方の相談

▽高齢福祉介護課

◆事前に予約を受けた方の相談

▽子育て支援課

◆子ども手当、児童育成手当の受付け（開庁時期：6月）／児童扶養手当、特別児童扶養手当の受付け（開庁時期：8月）